

就学支援金支給に係る計算方法について

STEP 1

『給与所得等に係る市（町村）民税・県（道府）民税 特別徴収税額の決定通知書』

（以下、住民税決定通知書）をご準備ください。

収入状況に関わらず保護者全員分の金額で判定するため、全員分必要となります。

「住民税決定通知書」とは、前年度の所得を元にその年の住民税の金額が確定された際に地方自治体から送られてくる文書のことです。会社等に勤めている方であれば1年に一度、5・6月ごろに会社から「住民税決定通知書」の書類が配布され、6月から天引きされる住民税がいくらのかが明示されています。

サンプル

▶住民税決定通知書がない場合は2ページ目【その他】を参照してください。

STEP 2 『市町村民税の税標準額』の見方

住民税決定通知書に記載されている太枠を大きく分けると【所得・所得控除・課税標準・税額】に分類することができます。※お住まいの市町村により記載事項が異なります。

住民税決定通知書の課税標準の欄をご確認ください。

※下記の図は住民税決定通知書に記載されている箇所を抜粋し拡大したものになります。

課 税 標 準	総 所 得 ③				
	山 林 所 得				
	分 離 短 期 譲 渡				
	分 離 長 期 譲 渡				
	株 式 等 の 譲 渡				
	上 場 株 式 等 の 配 当 等				
	先 物 取 引				

上記表の赤枠、総所得③が、市町村民税の税標準額です。

計算シートのA-1（保護者①）・A-2（保護者②）に記入する金額です。

STEP 3 『市町村民税の調整控除の額』の見方

住民税決定通知書の【所得・所得控除・課税標準・**税額**】の**税額**の欄をご確認ください。

※下記の図は住民税決定通知書に記載されている箇所を抜粋し拡大したものになります。

税	市 町 村	税額控除前所得割額④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
	道 府 県	税額控除前所得割額④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
額	特 別 徴 収 税 額 ⑧				
	控 除 不 足 額 ⑨				
	既 充 当 額 ⑩				
	既 納 付 額 ⑪				
	差 引 納 付 額 (⑧ - ⑪ - ⑨ , ⑩)				
	変 更 前 税 額 ⑫				
	増 減 額 (⑧ - ⑫)				
	変 更 月				月

上記表の赤枠、**市町村・税額控除額⑤**が、市町村民税の調整控除の額です。

計算シートのB-1（保護者①）・B-2（保護者②）に記入する金額です。

計算シートに数字を入れてご確認をお願いいたします。

その他 『住民税決定通知書』がない場合の判定基準額確認方法

市町村発行の課税証明書をご準備ください。

収入状況に関わらず保護者全員分の金額で判定するため、全員分必要となります。

課税証明書の場合、計算に必要な金額が記載されていない場合があるので、市役所等で課税証明書を取得する際に下記の書類も同時に取得してください。

「**高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）**」

課税証明書または課税証明書（補足）に記載されている

●課税所得額（課税標準額）は

計算シートのA-1（保護者①）・A-2（保護者②）に記入する金額です。

●調整控除の額は

計算シートのB-1（保護者①）・B-2（保護者②）に記入する金額です。